

令和元年度

学校危機管理マニュアル

神流町立万場小学校

1 基本方針

- (1) 保護優先順位
 - ① 児童の生命身体の保護
 - ② 教職員等の生命身体の保護
 - ③ 学校財産の保護
- (2) 目的
 - ① 被害を未然に防止する。
 - ② 被害を最小限に食い止め、新たな被害、再発を防止する。
 - ③ 被害を可能な限り回復する。
- (3) 関係機関との密接な連携
 - 神流町教育委員会、PTA、警察、消防などと緊密な連携プレーを図る。

2 家庭への連絡体制

- (1) 文書配付（児童が登校しているとき）
- (2) 緊急連絡（時間的にゆとりがないとき）
 - ① 保護者へのメールによる一斉送信。
 - ② メール受信登録をしていない家庭は、自宅、携帯電話、緊急連絡先、職場へ連絡する。

3 平常時の予防策と準備

- (1) 学校においては安全教育部を中心に、安全教育の徹底、教職員の安全に対する研修等の企画・実施及び緊急事態への組織的対応を図る。
- (2) 常にマニュアルを確認し、発生を防ぐための活動、発生に備えての避難訓練等を行って、マニュアルがより円滑に機能するよう努める。

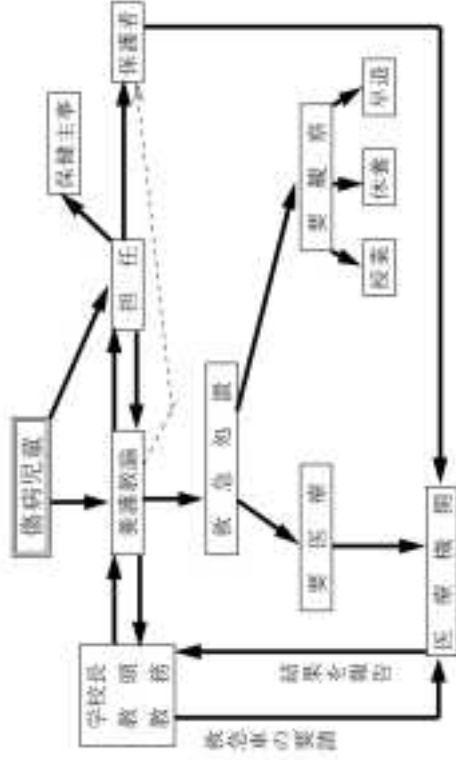
計画的な点検、職員の係分担、外部機関への連絡（教育委員会・PTA会長・警察・消防）
- (3) 非常持ち出し袋（各学級＝名簿、筆記用具等 職員室＝緊急連絡先一覧、引き渡し者一覧等）を備える。また、保健室には常に救急箱（バッグ）等を備え、全職員が利用できるようにしておく。
- (4) 管理職は、携帯電話等を常時携帯する。
- (5) 火災避難訓練、地震避難訓練、不審者侵入対策訓練は、関係者の協力を得て、実際的な内容で計画的に行い、生徒・教師の意識を高め、技能を養う。
- (6) 教師は、消火器・消火栓の使い方、人工呼吸、止血法、AED等の応急手当の技能を身につける。
- (7) 放送設備（一斉放送用）、インターホン、非常ベル（火災用）、のチェックは定期的に行う。

4 緊急事態が発生したときの対応

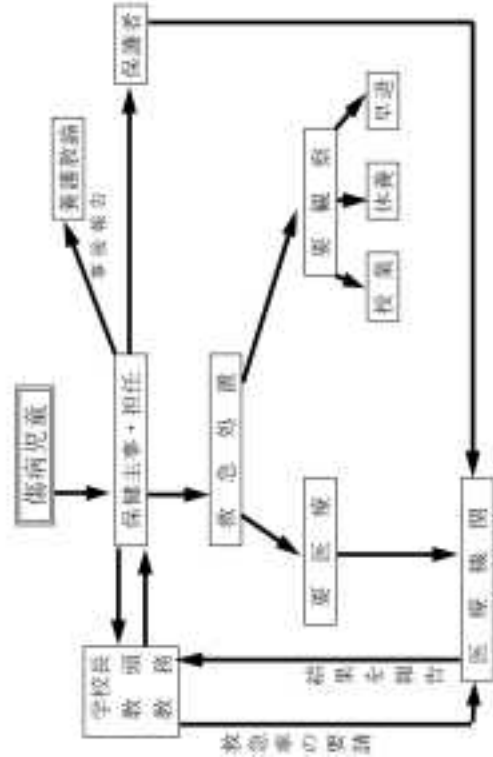
- ① マニュアルに基づいた、素早い、組織的な対応状況により、次の措置をとる。
- ② 関係機関（警察、消防署、教育委員会）への連絡
- ③ 事件事故対策本部の設置
 - ・ 記録・連絡・報告・情報提供
- ④ 危機が一段落した後の体制づくり
 - ・ 情報収集、整理
 - ・ 保護者への説明
 - ・ 中学校、関係機関への連絡
 - ・ 報道機関窓口の設置
 - ・ 報告書の作成
 - ・ 教育再開への計画と準備
 - ・ 専門家による生徒、保護者、教職員への「心のケア」

校内救急体制 万場小学校

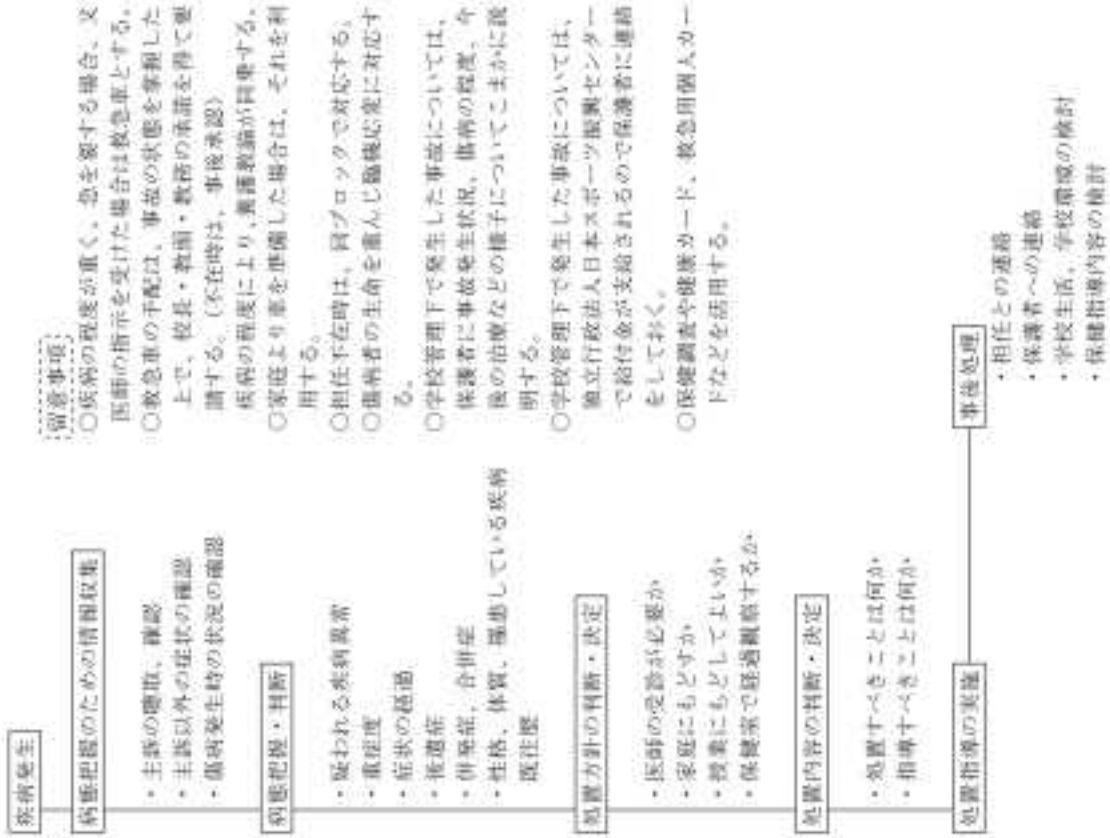
《養護教諭在校時》



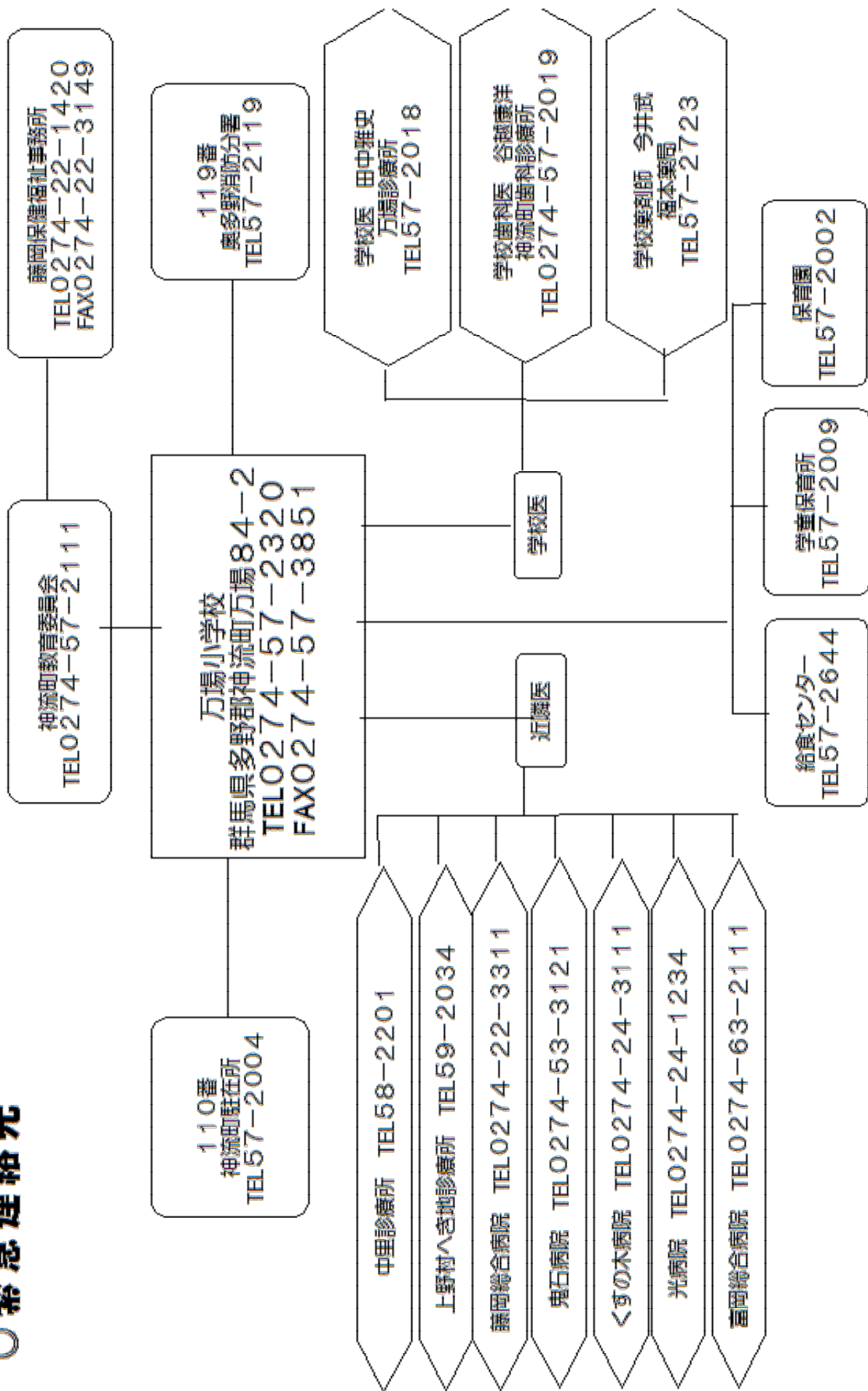
《養護教諭不在時》



疾病事例に対する取り扱い手順



○緊急連絡先



＜休校・下校（引き渡し）の原則＞

1. 休校・下校判断基準

(1) 休校措置を取る場合

以下の場合、休校を原則とするが、教育委員会と協議の上、朝7時までに学校連絡メール等で全家庭に連絡をする。ただし雷・ミサイル等の場合は、家庭で待機後、登校を促す場合もある。

- ①「震度5弱」以上の地震が発生し、学校や通学路等が危険と判断される場合。
- ②台風・大雨・大雪等で「警戒レベル3」（大雨警報・大雪警報等）以上が発令された場合。
- ③ミサイル飛来により「Jアラート」が発令されたり、落雷の心配があったりする場合。ただし、ミサイル通過後や雷が収まった後に、登校を促すこともある。
- ④その他、火災や不審者等、学校にいたることが危険と判断される場合。

(2) 登校後、下校（引き渡し）措置をとる場合

以下の場合、授業を打ち切り下校（バス下校もしくは引き渡し）を原則とするが、教育委員会と協議の上、学校連絡メール等で全家庭に連絡をする。ただし雷・ミサイル等の場合は、学校で待機する場合もある。

- ①「震度5弱」以上の地震が発生した場合（被害状況により判断）
- ②台風・大雨・大雪等で「警戒レベル3」（大雨警報・大雪警報等）以上が発令された場合。ただし、通常下校時までに改善の見込みがある場合には、学校に留め置くこともある。反対に大雪等、今後明らかに下校が困難になる場合には、警戒レベル3前でも下校させることもある。
- ③ミサイルや落雷により学校に被害が発生した場合。ただし、被害がない場合には通常下校時まで学校に留め置くことを原則とする。
- ④その他、火災や不審者等、学校にいたることが危険と判断される場合。ただし、鎮火や不審者拘束等で安全が確保された場合には、学校に留め置くこともある。

2. 引き渡しの手順

(1) 事前準備

- ア 緊急連絡カード（引き渡しカード）の準備
イ 引き渡し場所の決定（該当危機状況により臨機応変に対応）
原則優先順位 ① 体育館 ② 校庭 ③ 各教室

(2) 引き渡し

- ア 児童待機所係職員 待機所で児童の様子を見る。
イ 誘導係職員 校庭で保護者の誘導をする。
ウ 受付係 体育館玄関にて受付をして、保護者・代理人であることの確認、待避所と連絡を取る。

3. その他

引き渡しの手順等について、引き渡し訓練を行うなど保護者に周知する。

緊急時引き渡しカード

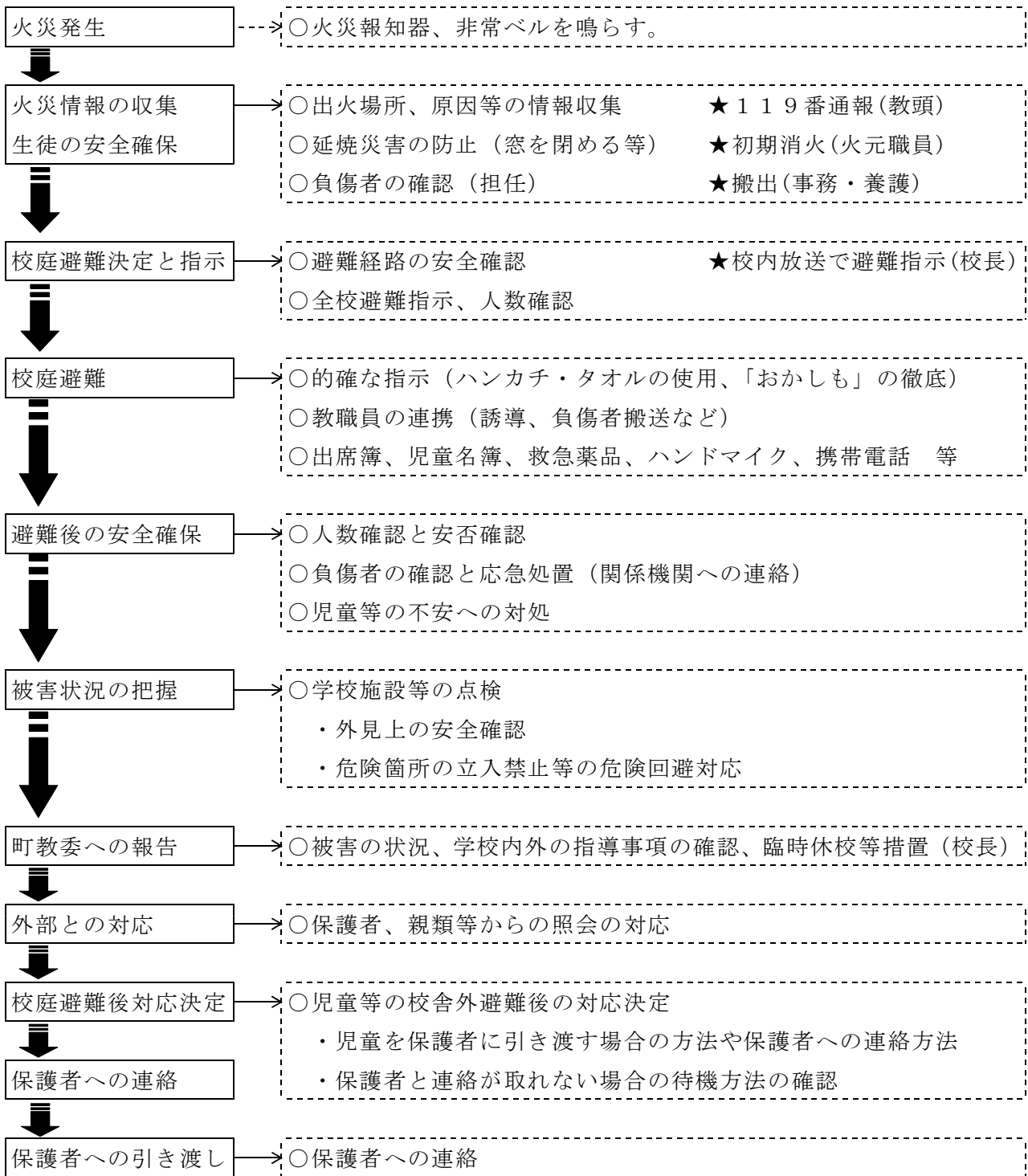
《表面》

緊急時引き渡しカード＜万場小学校＞				
児童名 年 _____		児童の兄弟（小学生） 年 _____ 年 _____		
番号	引き取り者氏名	連絡先（電話、住所）	児童との関係	チェック欄
1		電話 [- -] 携帯 [- -] 住所 []		
2		電話 [- -] 携帯 [- -] 住所 []		
3		電話 [- -] 携帯 [- -] 住所 []		
【上記の補足説明・要望等】				

《裏面》

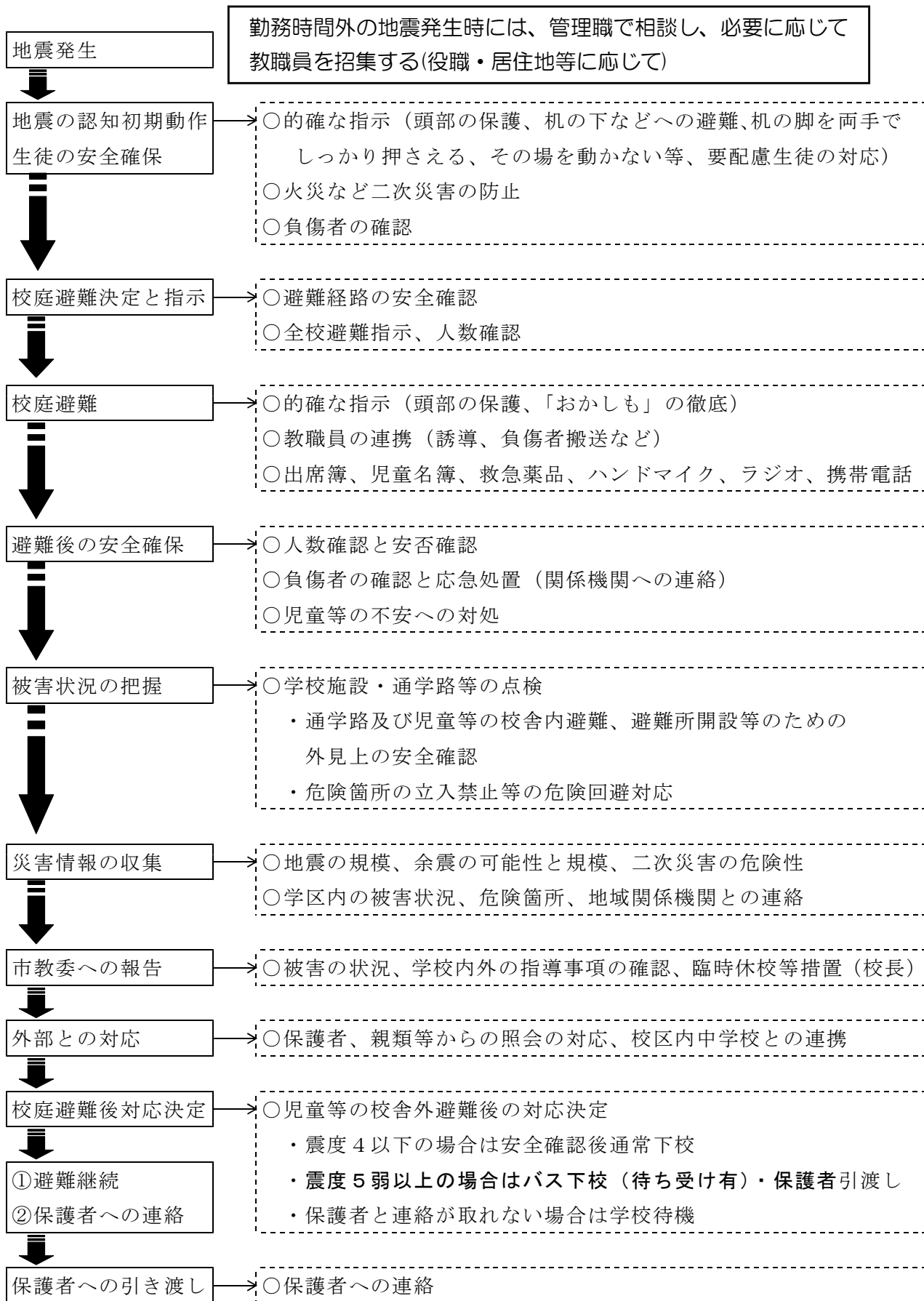
緊急時引き渡し時の注意事項	
1	児童を引き取る際には、このカードを引き渡し場所の受付で見せてください。 (カードが用意できない場合でも、引き渡しは可能ですが、より確実に引き渡せるようにご協力ください。)
2	児童を引き取る際に、その後の連絡先やその他の情報をお知らせください。
3	災害の状況によっては、引き渡し後、避難所での待避をお勧めする場合があります。
4	このカードは、緊急時にも分かりやすい場所に保管しておいてください。

1 火災災害への緊急対応



*休日等の防火管理＝休日及び夜間の防火管理は、警備保障会社があたる。

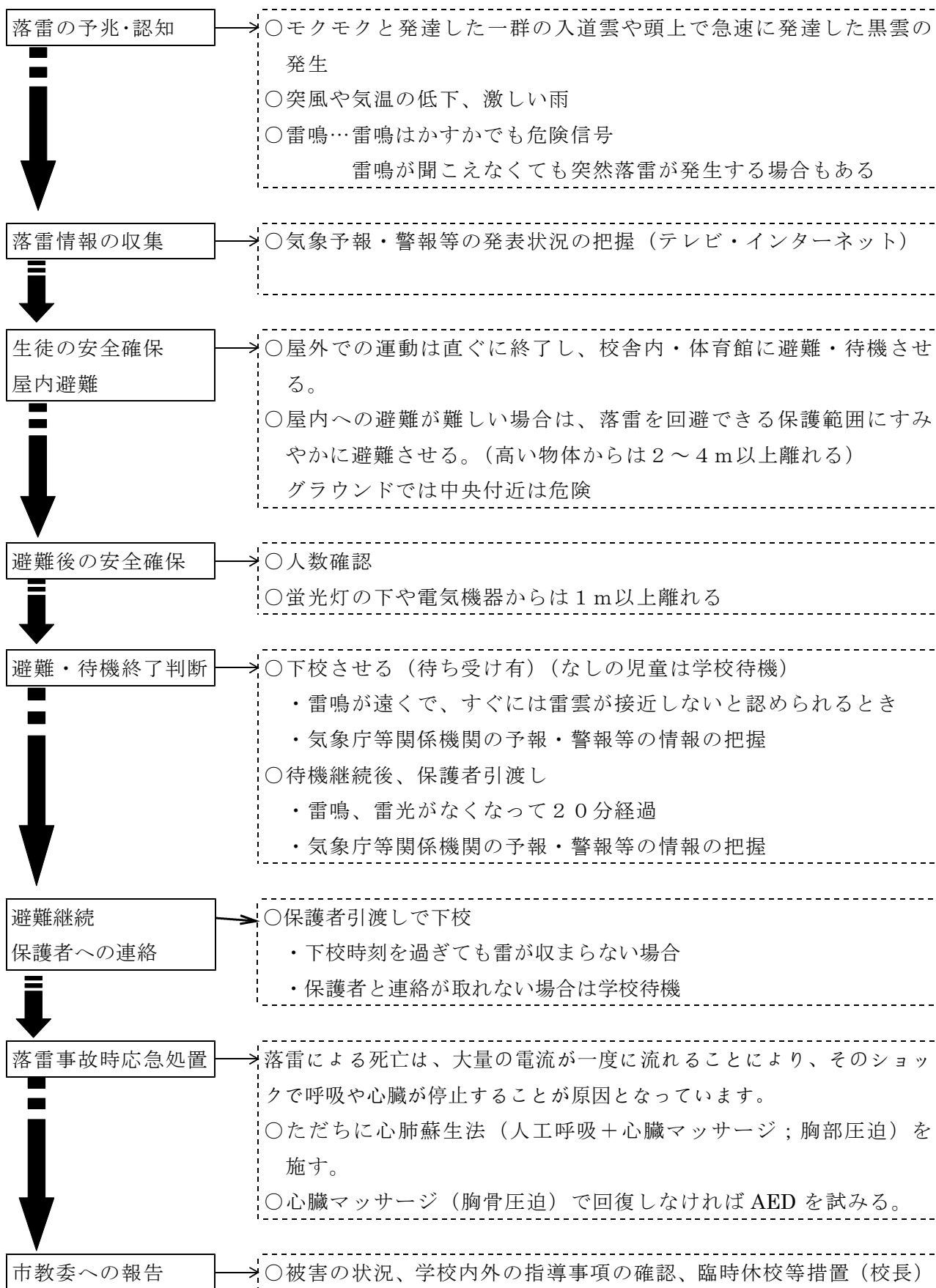
2 地震災害への緊急対応



学校防災マニュアル【地震発生の場合】



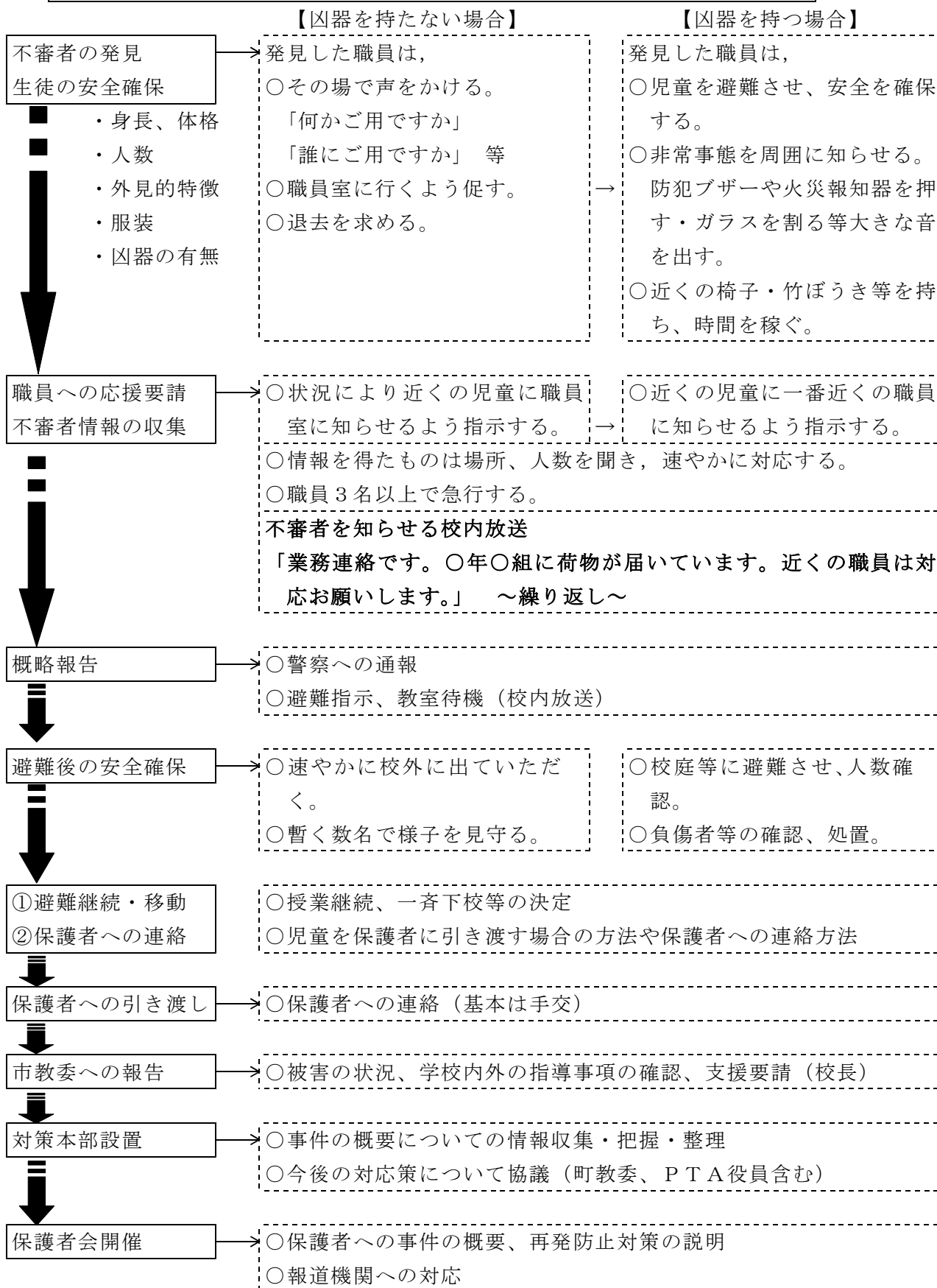
3 落雷事故への緊急対応



4 不審者侵入への緊急対応

児童・職員の安全確保を第一とする

警察が到着するまでの時間の確保が目的であり、不審者の確保が目的ではない



5 熱中症への対応

(1) 熱中症の起こりやすい気象・環境・活動条件

- ①前日までに比べ、急に気温が上がった場合
- ②梅雨明けをしたばかりの時
- ③湿度が高い場合
- ④休み明けや部活動の初日など
- ⑤食事や睡眠が不十分で体調不良の時

(2) 熱中症予防のポイント

- ①朝の健康観察での確認…睡眠時間、朝食摂取(塩分摂取も重要)、発熱、下痢、疲労など
- ②授業中や休み時間(気温35度以上ある場合)
 - ・直射日光下での体育等の運動は避けたほうがよい。
 - ・体調の変化を早めに本人から申し出るよう周知しておく

(3) 具体的対応

①重症度Ⅰ	<ul style="list-style-type: none">・めまい、立ちくらみがある・筋肉のこむら返りがある・汗がふいてもふいても出てくる。	⇒	<ul style="list-style-type: none">・水分・塩分を補給する。*保護者に連絡し体調により受診するよう伝える。
②重症度Ⅱ	<ul style="list-style-type: none">・頭ががらがんする。(頭痛)・吐き気がする。(吐く)・からだがだるい。(倦怠感)	⇒	<ul style="list-style-type: none">・足を高くして休ませる。・水分・塩分を摂らせる。・自分で水分、塩分をとれない場合はすぐ病院へ。*救急車の要請に躊躇しない
③重症度Ⅲ	<ul style="list-style-type: none">・意識がない・体がひきつける(痙攣)・呼びかけに対し返事がおかしい・まっすぐ歩けない、走れない・高い体温である	⇒	<ul style="list-style-type: none">・すぐに救急隊の要請・水や氷で冷やす (首・わきの下・足のつけ付け根)

(4) 役割分担

○校長

- ・児童の状態把握
- ・救急車要請の判断
- ・全校への対応判断、指示

○教頭

- ・通報者からの聞き取り
- ・情報集約
- ・対応記録
- ・報告書作成
- *救急搬送の場合は管理職も保護者対応

○養護教諭・学級担任

- ・状態の把握(一緒にいた児童生徒から)
- ・必要な処置(応急処置)
- ・救急車の要請(必要に応じて)
- ・病院への付き添い
- ・搬送先の確認報告
- ・学校への状況報告
- ・保護者への連絡(状況説明、搬送先の報告)

熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……、落ち着いて、状況を確かめて対応しましょう。最初の措置が肝心です。

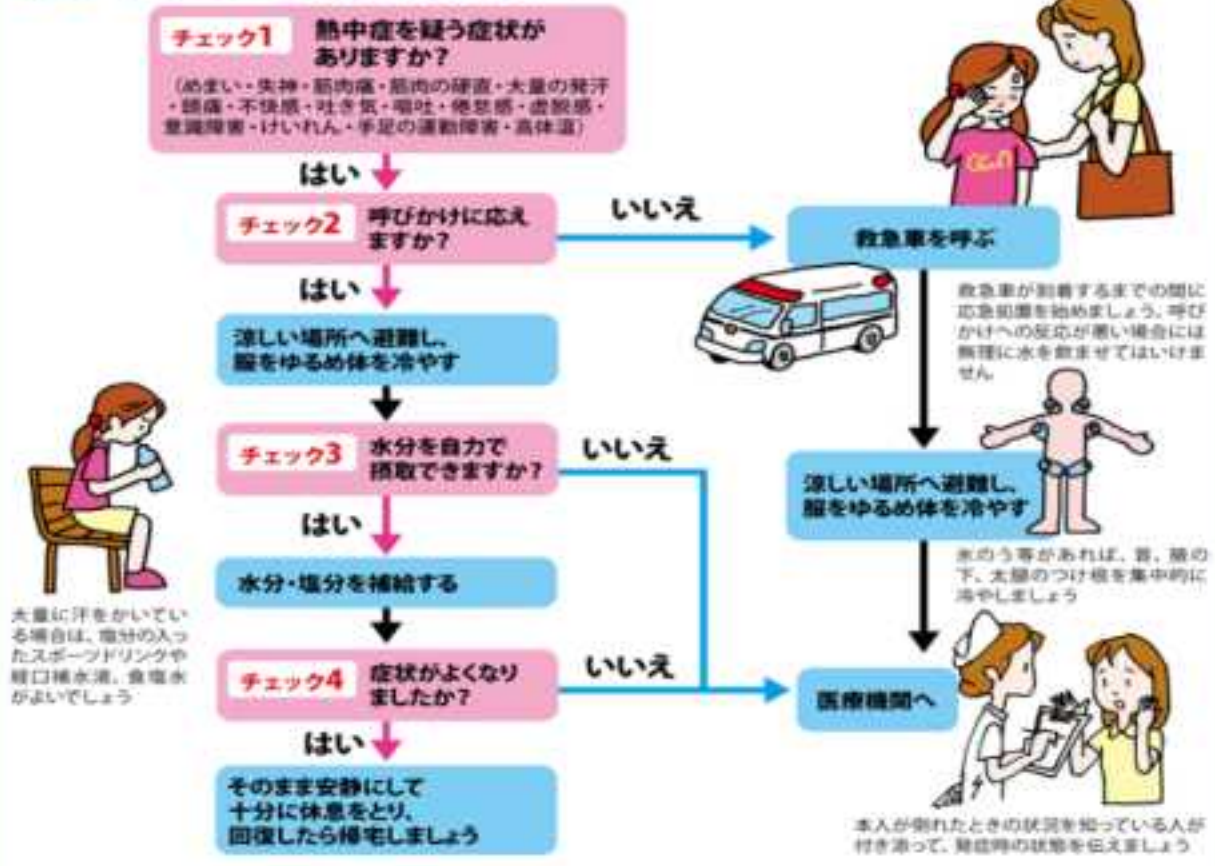


図2-7 熱中症を疑ったときには何をすべきか

出典：環境省「熱中症環境保健マニュアル2018」p.24

6 インフルエンザ等感染症への対応

(1) 学校外で発生した場合

- ア 児童の健康観察の徹底
- イ 基礎疾患のある児童への対応の検討

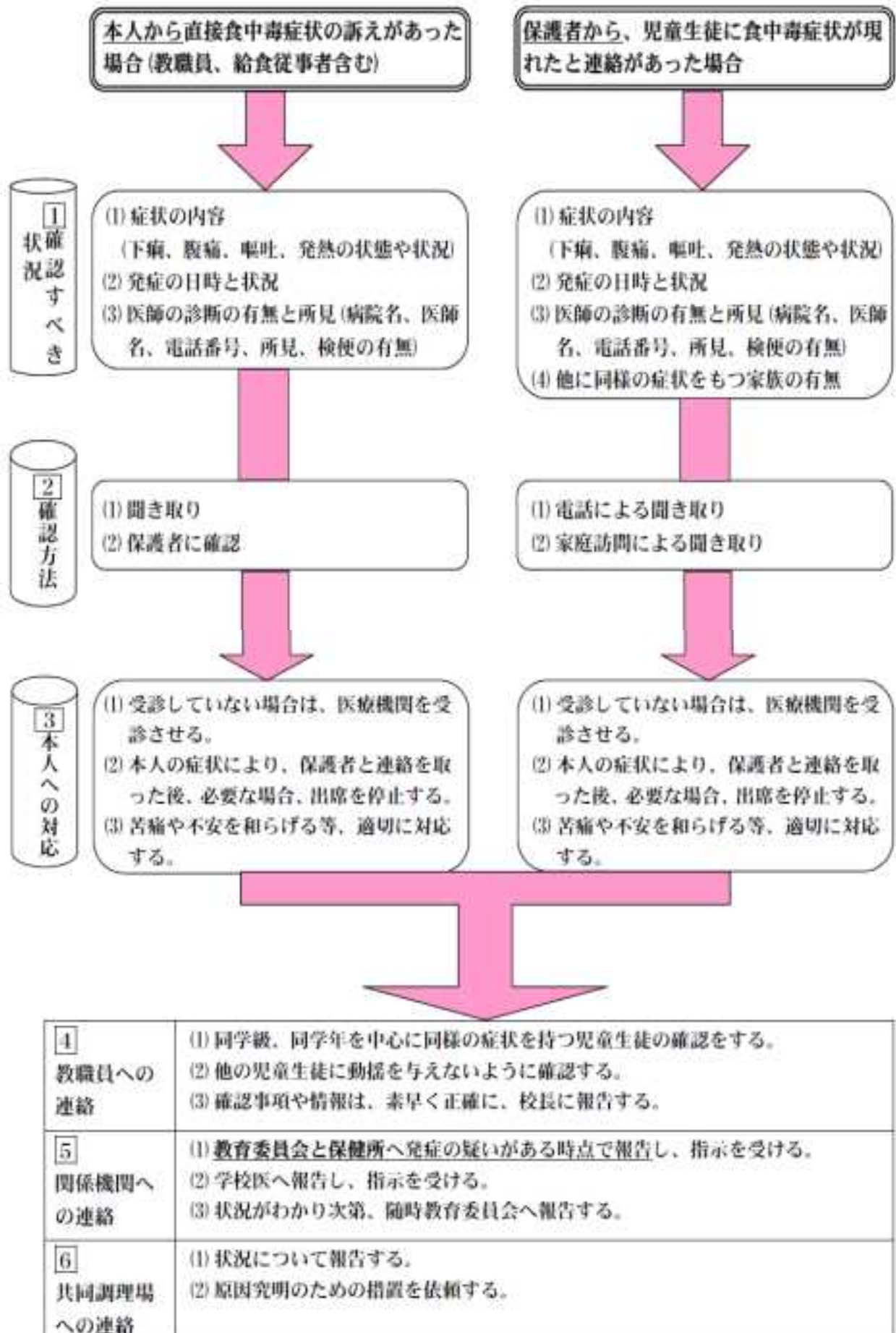
(2) 学校内で発生した場合

- ア マスク等の対策をさせ、保健室に移動
- イ 保護者へ連絡・受診の依頼
- ウ 学校医への報告・相談 教育委員会への報告 藤岡保健福祉事務所への連絡
(食中毒の場合は給食センターへも報告)
- エ 教職員での情報共有・役割分担
- オ 各学級での保健観察
- カ 臨時休業等の検討・対応

(3) 学級閉鎖等の対応

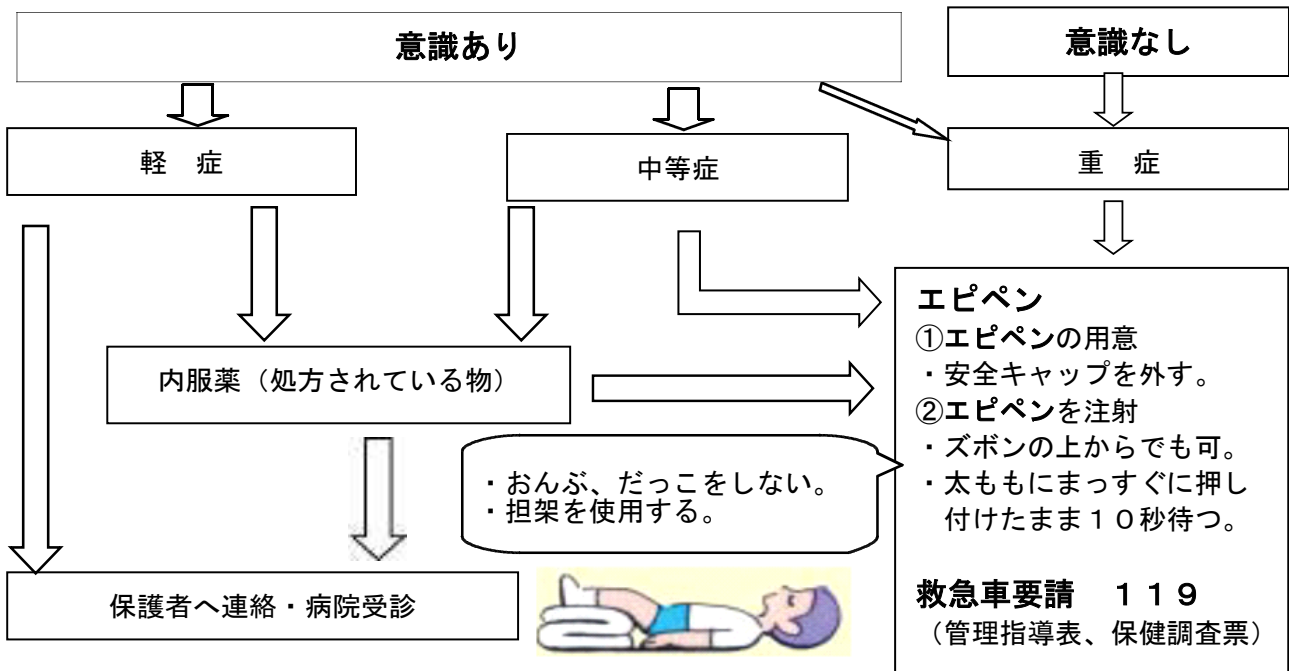
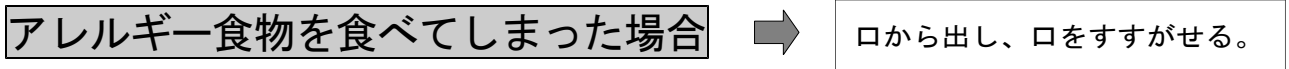
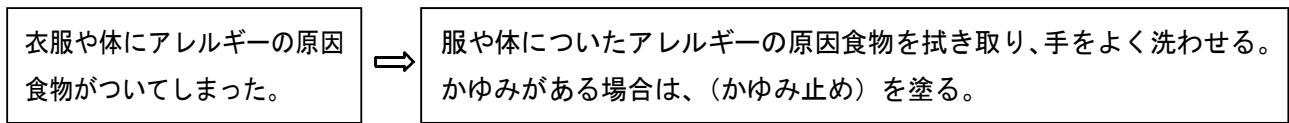
- ア 児童への説明・家庭への説明（通知等）
- イ 閉鎖中の児童の状況把握
- ウ 閉鎖明けの体制づくり

7 食中毒への対応

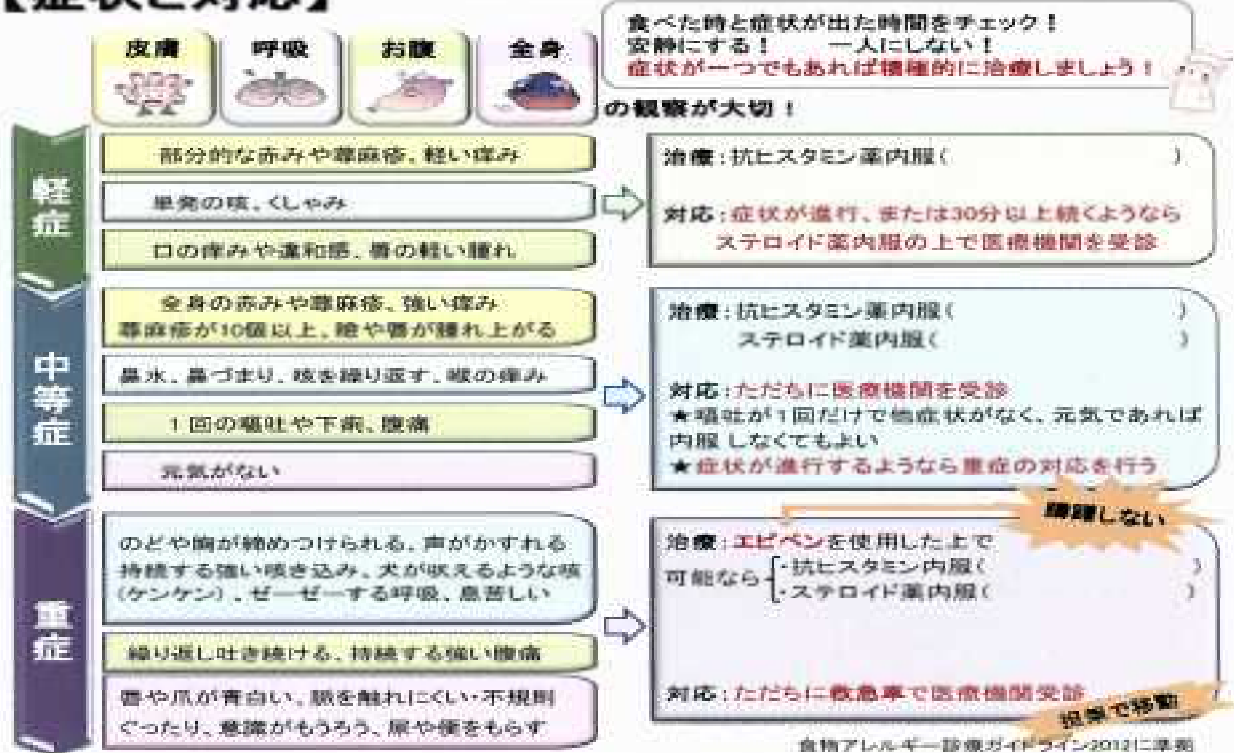


8 食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応

* 使用する薬剤の管理を行う場合には、主治医・学校医・学校薬剤師等の指導の下、保護者と十分に協議して、その方法を決定すること。



【症状と対応】



9 ミサイル攻撃への対応

◎北朝鮮のミサイル発射に関わるJアラート発令時の対応

(1) 登校前に自宅にいる場合

ア、Jアラートが発令された時は、登校を控え自宅の安全な場所に待機して、身の安全を確保する。(学校からの緊急メールはなし)

イ、弾道ミサイルが着弾したことをJアラートや報道等で確認し、安全であることを判断した後に、町内放送・緊急メールにより登校を開始する旨の連絡を行う。

(2) バス待機中・徒歩登下校中の場合

ア、Jアラートが発令された時は、自宅または近所の家等に避難する。(学校からの緊急メールはなし) 近くに適切な建物が無い場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。

イ、弾道ミサイルが着弾したことをJアラートや報道等で確認し、安全であることを判断した後に、町内放送・緊急メールにより登下校を再開する旨の連絡を行う。

(3) バス乗車中の場合

ア、バス運転手さんの指示で退避する。安全が確認され次第、運行を開始する。

(4) 在校中

ア、校舎内に退避する。安全が確認され次第、通常の授業を継続する。下校は通常通りを行う。



弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急通報メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動
②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために



事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/fchiryosai/hogo_manual.html

— ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます —



首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/



Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai



Jアラート 則直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが落下するものとみられます。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外に
いる場合

**近くの建物の中か
地下に避難。**

(目)でめくれはめえな建物が望ましいものの、近くになければ、それ以外の建物でもよい。

建物が
ない場合

**物陰に身を隠すか、
地面に伏せて頭部を守る。**

屋内に
いる場合

**窓から離れるか、
窓のない部屋に移動する。**

近くに
ミサイル
落下!

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、日張りをして室内を密閉する。